

Ⅲ 生 活 衛 生

1 医事・薬事

- (1) 医 事
診療所、施術所等の許可・諸届の事務及び当該施設に対する医療監視を行い、適正な医療の確保を図っている。
- (2) 医療従事者
医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、医療従事者の免許の申請及び諸届の事務を行っている。
- (3) 薬事衛生
薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可・諸届の事務及び薬事監視を行っている。
- (4) 毒物・劇物
毒物劇物販売業、毒物劇物取扱責任者等の登録・諸届の事務及び監視業務を行っている。
- (5) 献血推進
ポスターの掲示、パンフレットの配布等を通じて、献血思想の普及啓発活動に努めている。
- (6) 薬物乱用防止
保健所だより、パンフレットの配布等を通じて、薬物乱用防止の普及啓発活動に努めている。

島しょ地域の病院

名称・所在地	診療科目・病床数	指定医療
国民健康保険町立八丈病院 八丈町三根26-11	内科、消化器内科、外科、産科、小児科、 循環器内科、精神科、神経内科、皮膚科、 整形外科、耳鼻咽喉科、糖尿病内科、 腎臓内科、内視鏡内科、眼科、泌尿器科、 リハビリ科 一般52床、感染症2床、計54床	労災、第二種感染症、生活保護、 精神通院医療、難病、 小児慢性特定疾病 結核医療、原爆医療

従事者免許受付件数(新規・再交付・籍訂正)(表Ⅲ-1-1)

区分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 機 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 の 免 許
令和4年度	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	13	1	-	-	3	-	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-
大島出張所	3	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅出張所	6	-	-	-	2	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈出張所	4	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原出張所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

医療機関従事者数(表Ⅲ-1-2)

令和2年10月1日現在

区分	総 数	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村	三 宅 村	御 蔵 島 村	八 丈 町	青 ヶ 島 村	小 笠 原 村
総 数	311.8	77.9	5.0	31.5	14.1	27.1	4.0	104.2	2.5	45.5
医 師	40.5	7.3	1.0	5.1	2.1	3.1	1.0	13.9	1.0	6.0
(常勤)	(30.0)	(6.0)	(1.0)	(5.0)	(2.0)	(2.0)	(1.0)	(7.0)	(1.0)	(5.0)
(非常勤)	(10.5)	(1.3)	(-)	(0.1)	(0.1)	(1.1)	(-)	(6.9)	(-)	(1.0)
歯 科 医 師	20.6	4.0	1.0	2.1	-	1.0	-	9.0	0.5	3.0
(常勤)	(16.0)	(4.0)	(-)	(1.0)	(-)	(1.0)	(-)	(7.0)	(-)	(3.0)
(非常勤)	(4.6)	(-)	(1.0)	(1.1)	(-)	(-)	(-)	(2.0)	(0.5)	(-)
薬 剤 師	7.0	1.0	-	2.0	-	1.0	-	2.0	-	1.0
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助 産 師	6.2	1.0	-	-	-	0.2	-	3.0	-	2.0
看 護 師	102.7	26.8	2.0	9.3	6.0	8.2	2.0	35.4	1.0	12.0
准 看 護 師	13.6	3.0	-	1.0	1.0	2.1	-	3.5	-	3.0
看護業務補助者	7.0	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-
理 学 療 法 士	4.0	2.0	-	-	-	-	-	1.0	-	1.0
作 業 療 法 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯 科 衛 生 士	17.5	0.5	-	1.0	-	2.0	-	11.0	-	3.0
歯 科 技 工 士	7.0	1.0	-	-	-	-	-	5.0	-	1.0
歯科業務補助者	21.6	7.1	-	-	-	0.5	-	14.0	-	-
診療放射線技師	5.0	2.0	-	1.0	-	1.0	-	-	-	1.0
診療エックス線技師	1.0	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-
臨床検査技師	3.0	-	-	1.0	-	1.0	-	-	-	1.0
臨床工学技師	1.0	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-
あん摩マッサージ	1.0	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-
管 理 栄 養 士	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
事 務 職 員	38.6	15.2	1.0	3.0	3.0	6.0	1.0	5.4	-	4.0
そ の 他	13.5	-	-	6.0	-	-	-	1.0	-	6.5

資料：東京都の医療施設(令和2年医療施設(静態・動態)調査・病院報告結果報

注1) 全ての職種を、常勤の通常勤務時間に換算(通常換算)して計上してある。

注2) 保健所勤務職員は除く。

医事・薬事関係施設数及び監視指導件数(表Ⅲ-1-3)

業種		4年度 総 数	5年度 総 数	大 計	島 出 張 所				三 宅 出 張 所			
					大島町	利島村	新島村	神津島村	計	三宅村	御蔵島村	
医事関係施設	総 数	69	62	31	24	1	4	2	5	4	1	
	病 院	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	一 般 診 療 所	24	22	11	4	1	4	2	4	3	1	
	有 床	9	9	4	1	－	2	1	2	1	1	
	無 床	15	13	7	3	1	2	1	2	2	－	
	歯 科 診 療 所	14	13	4	4	－	－	－	1	1	－	
	有 床	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	無 床	14	13	4	4	－	－	－	1	1	－	
	助 産 所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	有 床	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	無 床	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	衛 生 検 査 所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	施 術 所	あま指(注1)、はり、きゅう	16	14	9	9	－	－	－	－	－	－
薬事関係施設	柔 道 整 復	5	3	1	1	－	－	－	－	－	－	
	出 張 施 術 業 務 者	6	6	4	4	－	－	－	－	－	－	
	歯 科 技 工 所	3	3	2	2	－	－	－	－	－	－	
	総 数	217	207	109	67	3	23	16	20	19	1	
	医 薬 局	5	5	1	1	－	－	－	1	1	－	
	薬 売 業	店 舗 販 売 業	7	7	5	2	－	1	2	1	1	－
		卸 売 販 売 業	1	1	1	1	－	－	－	－	－	－
		薬 種 商 販 売 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		特 例 販 売 業	15	14	7	5	－	2	－	1	1	－
		品 業	配置販売業(注2)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	覚せい剤原料取扱薬局(注3)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	麻 薬 小 売 業	4	4	1	1	－	－	－	1	1	－	
	高度管理医療機器販売業	6	5	1	1	－	－	－	1	1	－	
	高度管理医療機器貸与業	5	4	1	1	－	－	－	1	1	－	
	管理医療機器販売業	45	41	20	13	－	5	2	2	2	－	
	管理医療機器貸与業	20	19	13	8	－	3	2	1	1	－	
	化粧品販売業(注4)	27	26	14	9	－	3	2	3	3	－	
医薬部外品販売業(注4)	27	26	14	9	－	3	2	3	3	－		
毒 物 業 務 上 取 扱 物 者	販 売 業	一 般 販 売 業	6	6	3	2	－	－	1	1	－	
		特 定 品 目 販 売 業	2	2	2	1	－	－	1	－	－	
		農 業 用 品 目 販 売 業	10	10	5	2	1	1	1	－	－	
	業 届	電 気 メ ッ キ 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		金 属 熱 処 理 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		上 出	しろあり防除業	－	－	－	－	－	－	－	－	
	取 扱 届	工 場 ・ 研 究 所	5	5	2	2	－	－	－	－	－	
		ゴ ル フ 場	2	2	1	1	－	－	－	－	－	
	物 者 出 学 校	30	30	18	8	2	5	3	4	3	1	

(注1) 「あま指」は、あん摩・マッサージ・指圧を表す。

(注2) 配置販売業は、東京都一円を営業の区域として許可しているため、町村毎の施設数は計数できない。

(注3) 覚せい剤取締法第30条の7第7号に規定する薬局。

(注4) 「化粧品販売業」及び「医薬部外品販売業」は開設等にあたり許可・届出規定がないため「医薬品(薬局・販売業)」数を計上した。

八 丈 出 張 所			小 笠 原 出 張 所		監 視 指 導					新規	廃止	更新	諸届
計	八丈町	青ヶ島村	計	小笠原村	総数	大島出張 所管内	三宅出張 所管内	八丈出張 所管内	小笠原出 張所管内				
19	18	1	7	7	2	1	1	-	-	2	2	・	33
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
3	2	1	4	4	2	1	1	-	-	-	2	・	28
1	-	1	2	2	2	1	1	-	-	-	-	・	14
2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2	・	14
7	7	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	・	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
7	7	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	・	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	・	-
1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	・	3
1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	・	1
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-
68	67	1	10	10	102	52	-	46	4	3	7	12	42
3	3	-	-	-	4	-	-	4	-	-	-	1	20
-	-	-	1	1	5	4	-	-	1	1	1	1	1
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	・	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-
5	5	-	1	1	20	14	-	5	1	・	2	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	-	-	4	2	-	2	-	-	-	4	12
3	3	-	-	-	6	3	-	3	-	-	1	1	7
2	2	-	-	-	6	3	-	3	-	-	1	1	-
15	15	-	4	4	29	17	-	12	-	-	-	-	-
5	5	-	-	-	20	8	-	12	-	2	2	-	-
8	8	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	8	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
3	3	-	2	2	5	-	-	3	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・
8	7	1	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・

2 環境衛生

環境衛生業務は、住民の日常生活に密接に関係をもち衛生管理が必要な理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場、水道、温泉利用施設などに対して関係法規に基づく許認可事務等を行っている。また、定期的に施設の立入検査を実施して衛生水準を確保するとともに、公衆衛生の向上を図るため各営業者に対して衛生講習会等を実施している。特に、夏季は観光客が増加するため、宿泊施設の重点的な衛生監視指導を実施している。

近年、全国的に循環浴槽等の管理不良によるレジオネラ症患者が発生していることに伴い、レジオネラ症発生予防のために旅館や公衆浴場の循環浴槽使用施設等に対してレジオネラ属菌検査を実施し、浴槽水等の衛生管理の徹底を図っている。

環境衛生関係施設の空気検査（表Ⅲ-2-1）

	空気検査 対象施設数	空気検査 実施施設数	検 査 検 体 数			
			総 数	適 合	不 適 合	不適合理由
総 数	86	54	60	60	-	
理 ・ 美 容 所	83	51	54	54	-	
大 島 出 張 所	38	19	19	19	-	
三 宅 出 張 所	15	11	11	11	-	
八 丈 出 張 所	26	17	17	17	-	
小笠原出張所	4	4	7	7	-	
クリーニング所(※)	1	1	2	2	-	
大 島 出 張 所	1	1	2	2	-	
三 宅 出 張 所	-	-	-	-	-	
八 丈 出 張 所	-	-	-	-	-	
小笠原出張所	-	-	-	-	-	
興 行 場	2	2	4	4	-	
八 丈 出 張 所	2	2	4	4	-	

(※) クリーニング所における空気検査はテトラクロロエチレン使用施設のみ対象。

衛生教育講習会等実施状況(表Ⅲ-2-2)

	月 日	場 所	対 象	内 容	受講者数 (人)
大島出張所	令和5年				
	12月5日	利島村地域交流センター	旅館・民宿、 飲食店営業者等	旅館業法等一部改正について 旅館業の各種申請・届出手続き について 飲料水について	7
	12月11日	大島町開発総合センター			34
	12月12日	大島町開発総合センター			30
	12月14日	大島町差木地公民館			13
	12月20日	WEB開催			147
	令和6年				
	1月15日	神津島支所			19
	1月16日	神津島支所			6
	1月30日	新島村青葉会館			21
	1月31日	式根島開発総合センター			14
三宅出張所	令和5年		教育・保健 ・福祉関係者 旅館・民宿、 飲食店営業者等	室内環境整備とアレルギー 対策について 旅館業法・条例改正について (感染症対応・宿泊拒否 ・事業譲渡)	
	5月11日	三宅出張所			51
	10月10日	三宅村阿古体育館			15
	10月11日	三宅村文化会館 大ホール			28
	10月18日	御蔵島観光資料館			16
八丈出張所	令和5年		旅館・民宿、 飲食店営業者等	衛生害虫について 衛生害虫、事業承継等について	
	7月4日	青ヶ島村老人福祉会館			17
	10月31日	八丈町多目的ホール			76
	11月1日	八丈町多目的ホール			83
小笠原出張所	令和5年		旅館・民宿、 飲食店営業者等	衛生害虫について	
	6月29日	福祉センター			36

飲料水水質検査受付件数（表Ⅲ-2-3）

	区 分	総 数	適 合	不 適 合	不 適 合 の 内 容	
					化 学 項 目	細 菌 項 目
合 計	総 数	97	93	4(2)	-	4(2)
	水 道	97	93	4(2)	-	4(2)
	貯 水 槽	-	-	-	-	-
	井戸水・天水等	-	-	-	-	-
大島出張所	小 計	20	18	2(2)	-	2(2)
	水 道	20	18	2(2)	-	2(2)
	貯 水 槽	-	-	-	-	-
	井戸水・天水等	-	-	-	-	-
三宅出張所	小 計	77	75	2(0)	-	2(0)
	水 道	77	75	2(0)	-	2(0)
	貯 水 槽	-	-	-	-	-
	井戸水・天水等	-	-	-	-	-
八丈出張所	小 計	-	-	-	-	-
	水 道	-	-	-	-	-
	貯 水 槽	-	-	-	-	-
	井戸水・天水等	-	-	-	-	-
小笠原出張所	小 計	-	-	-	-	-
	水 道	-	-	-	-	-
	貯 水 槽	-	-	-	-	-
	井戸水・天水等	-	-	-	-	-

※島しょ保健所は、管内に水道法20条登録検査機関がないため、やむを得ない場合に限り

水道法水質基準に関する省令(告示法)に基づく水質検査の一部(細菌検査)を受け付けている。

※不適合となった検体のうち、()内は未消毒の原水を再掲。

その他の水質検査(表Ⅲ-2-4)

	区 分	検査施設数	検 体 数	適 合	不 適 合	不 適 合 の 内 容
合 計	総 数	84	205	196	9	
	海 水 浴 場	37	111	111	-	
	プ ー ル	11	33	31	2	
	公 衆 浴 場	17	33	29	4	
	旅 館 ・ 民 宿 等	19	28	25	3	
大島出張所	小 計	41	97	91	6	
	海 水 浴 場	16	48	48	-	
	プ ー ル	7	21	19	2	遊離残留塩素濃度
	公 衆 浴 場	7	12	10	2	レジオネラ属菌 遊離残留塩素濃度
	旅 館 ・ 民 宿 等	11	16	14	2	レジオネラ属菌 遊離残留塩素濃度
三宅出張所	小 計	12	28	27	1	
	海 水 浴 場	6	18	18	-	
	プ ー ル	1	3	3	-	
	公 衆 浴 場	4	6	5	1	遊離残留塩素濃度
	旅 館 ・ 民 宿 等	1	1	1	-	
八丈出張所	小 計	23	56	54	2	
	海 水 浴 場	7	21	21	-	
	プ ー ル	3	9	9	-	
	公 衆 浴 場	6	15	14	1	レジオネラ属菌
	旅 館 ・ 民 宿 等	7	11	10	1	レジオネラ属菌 遊離残留塩素濃度
小笠原出張所	小 計	8	24	24	-	
	海 水 浴 場	8	24	24	-	
	プ ー ル	-	-	-	-	
	公 衆 浴 場	-	-	-	-	
	旅 館 ・ 民 宿 等	-	-	-	-	

環境衛生関係施設数と監視指導件数（表Ⅲ-2-5）

業 種	総 数	大 島 出 張 所 (小 計)	大 島 町	利 島 村	新 島 村	神 津 島 村	三 宅 出 張 所 (小 計)	三 宅 村	御 蔵 島 村
総 数 (合 計)	1,032	527	247	16	156	108	117	97	20
理容所	27	12	6	-	3	3	4	4	-
美容所	56	26	14	1	8	3	11	10	1
クリーニング所 (小計)	12	6	3	-	1	2	1	1	-
一般	6	5	3	-	-	2	-	-	-
リネンサプライ	1	-	-	-	-	-	-	-	-
取次所	5	1	-	-	1	-	1	1	-
コインホーレーションクリーニング*営業施設	5	1	1	-	-	-	1	1	-
旅館業 (小計)	569	325	125	11	105	84	53	41	12
旅館・ホテル営業	156	101	52	1	20	28	17	15	2
簡易宿所営業	413	224	73	10	85	56	36	26	10
興行場	2	-	-	-	-	-	-	-	-
公衆浴場	24	11	7	-	3	1	4	3	1
温泉利用施設	36	24	11	-	9	4	1	1	-
プール (小計)	43	21	12	2	5	2	4	3	1
許可	20	9	6	1	2	-	1	-	1
届出	23	12	6	1	3	2	3	3	-
水道施設 (小計)	51	24	17	1	4	2	8	6	2
上水道	2	1	1	-	-	-	-	-	-
簡易水道	7	3	-	1	1	1	2	1	1
専用水道	1	1	1	-	-	-	-	-	-
簡易専用水道	41	19	15	-	3	1	6	5	1
小規模貯水槽水道 (小計)	102	48	31	-	12	5	19	17	2
特定	53	31	19	-	9	3	9	9	-
特定外	49	17	12	-	3	2	10	8	2
墓地等 (小計)	93	24	15	1	6	2	11	10	1
墓地	79	19	13	1	4	1	9	8	1
納骨堂	4	1	1	-	-	-	-	-	-
火葬場	10	4	1	-	2	1	2	2	-
ビル管理法特定建築物	12	5	5	-	-	-	-	-	-

八 丈 出 張 所 (小 計)	八 丈 町	青 ケ 島 村	小 笠 原 出 張 所 (小 計)	小笠原村	監 視 指 導				
					合 計	大島出張所	三宅出張所	八丈出張所	小笠原出張所
266	254	12	122	122	1,129	524	217	318	70
9	9	-	2	2	48	15	8	22	3
17	16	1	2	2	94	28	18	44	4
3	3	-	2	2	14	6	1	5	2
1	1	-	-	-	6	5	-	1	-
1	1	-	-	-	1	-	-	1	-
1	1	-	2	2	7	1	1	3	2
3	3	-	-	-	5	1	1	3	-
89	83	6	102	102	690	353	132	153	52
28	28	-	10	10	244	128	53	57	6
61	55	6	92	92	446	225	79	96	46
2	2	-	-	-	9	-	-	9	-
9	7	2	-	-	49	23	9	17	-
11	10	1	-	-	42	28	3	11	-
17	16	1	1	1	65	36	5	21	3
10	10	-	-	-	37	21	2	14	-
7	6	1	1	1	28	15	3	7	3
17	16	1	2	2	48	23	10	14	1
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	1	1	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	3	3	-	-	-
15	15	-	1	1	45	20	10	14	1
32	32	-	3	3	42	7	21	11	3
11	11	-	2	2	27	5	9	11	2
21	21	-	1	1	15	2	12	-	1
50	50	-	8	8	16	4	9	1	2
46	46	-	5	5	7	-	7	-	-
3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	3	3	9	4	2	1	2
7	7	-	-	-	7	-	-	7	-

3 食品衛生

当保健所の食品衛生に関する業務は、各出張所及び支所に属する食品衛生監視員が食品衛生法等の法令に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって地域住民及び来島者の健康の保護を図ることを目的として実施している。

通常業務として、食品関係事業所の営業許可に関する業務や、これらの事業所及び集団給食施設に対する監視、検査及び衛生指導を実施し、施設の衛生状態の向上に努めている。また、食品衛生に関する知識の普及啓発を目的として調理従事者や一般消費者に対する講習会、印刷物の発行等を行っている。

食中毒や食品に起因する苦情が発生した際は、迅速な調査を実施し、被害の拡大や再発防止に努めると共に、届出者への適切な対応、原因施設や関係事業者に対する措置を行っている。

苦情処理件数（表Ⅲ-3-1）

区 分	総数	苦 情 内 容									検査 検体数
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発生	食品の 取扱	有症	表示	変質	その他	
総 数	17	-	2	1	-	1	4	-	-	9	20
大 島 出 張 所	8	-	1	1	-	1	3	-	-	2	-
三 宅 出 張 所	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	20
八 丈 出 張 所	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
小笠原出張所	3	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-

調理師及び製菓衛生師免許申請状況（表Ⅲ-3-2）

区 分	総数	調理師			製菓衛生師		
		免許申請	免許証 書換申請	免許証 再交付申請	免許申請	免許証 書換申請	免許証 再交付申請
総 数	5	2	-	2	1	-	-
大 島 出 張 所	3	2	-	-	1	-	-
三 宅 出 張 所	-	-	-	-	-	-	-
八 丈 出 張 所	1	-	-	1	-	-	-
小笠原出張所	1	-	-	1	-	-	-

衛生教育実施状況（表Ⅲ-3-3）

区 分	受講者	講習会 実施回数※1	受講者数※2	内容
総 数		41	895	
大 島 出 張 所 計		14	385	
大島出張所	調理従事者、給食関係者、一般 等	6	179	食品衛生、食品表示について
新 島 支 所		3	89	
神津島支所		5	117	
三 宅 出 張 所	調理従事者、給食関係者等	10	110	食品衛生、食品表示について
八 丈 出 張 所	調理従事者、給食関係者等	10	273	食品衛生について
小笠原出張所	調理従事者、給食関係者等	7	127	食品衛生について

※1（ ）内再掲 書面開催数 ※2（ ）内再掲 講習会資料送付施設数

現場簡易検査実施状況（表Ⅲ-3-4）

		検体数	検査件数	良	不良	
総計	総数	1559	4534	4105	429	
	手指	235	607	519	50	
	調理器具	705	2149	2215	102	
	その他	582	1789	1385	278	
大島出張所計	総数	553	1659	1406	253	
	手指	13	39	37	2	
	調理器具	351	1053	979	74	
	その他	194	582	405	177	
	大島出張所	総数	190	570	498	72
		手指	12	36	34	2
		調理器具	114	342	323	19
		その他	69	207	156	51
	新島支所	総数	201	603	474	129
		手指	0	0	0	0
		調理器具	132	396	354	42
		その他	69	207	120	87
	神津島支所	総数	162	486	434	52
		手指	1	3	3	0
		調理器具	105	315	302	13
		その他	56	168	129	39
三宅出張所	総数	366	1098	1076	22	
	手指	85	255	246	9	
	調理器具	220	660	648	12	
	その他	61	183	182	1	
八丈出張所	総数	424	1129	1031	98	
	手指	134	304	227	39	
	調理器具	34	136	293	11	
	その他	214	685	510	49	
小笠原出張所	総数	216	648	592	56	
	手指	3	9	9	0	
	調理器具	100	300	295	5	
	その他	113	339	288	51	

縁日・祭礼等の一斉監視（表Ⅲ-3-5）

	総数		縁日・祭礼		夜間監視	
	回数	件数	回数	件数	回数	件数
総数	20	219	17	195	3	24
大島出張所	4	30	4	30	0	0
三宅出張所	4	59	3	53	1	6
八丈出張所	7	74	6	63	1	11
小笠原出張所	5	56	4	49	1	7

食品衛生関係施設及び監視指導数 a 改正前食品衛生法第52条等に規定する営業(表Ⅲ-3-6)

業 種	施設数								
	総 数	大島 出張所計	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅 出張所計	三宅村	御蔵島村
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	773	429	182	12	150	85	56	43	13
飲 食 店 営 業	538	291	127	9	94	61	37	30	7
旅 館 ・ ホ テ ル	203	126	36	4	48	38	13	9	4
バ ー ・ キ ャ バ レ	8	2	1	-	1	-	-	-	-
一 般 飲 食 店	224	104	59	3	25	17	16	14	2
民 生 食 堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-
す し 屋	5	3	1	-	2	-	-	-	-
そ ば 屋	6	3	2	1	-	-	1	1	-
仕 出 し 屋	4	-	-	-	-	-	1	-	1
弁 当 屋	30	17	10	-	4	3	1	1	-
そ う 菜 店	23	19	6	1	11	1	1	1	-
コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 動 時	2	2	2	-	-	-	-	-	-
臨 許 可 有 る 集 団 給 食	5	5	5	-	-	-	-	-	-
許 可 有 る 集 団 給 食	18	5	4	-	1	-	4	4	-
自 動 車 機	10	5	1	-	2	2	-	-	-
自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天 ぶ ら 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	8	4	4	-	-	-	1	1	-
店 舗 機	7	3	3	-	-	-	1	1	-
自 動 販 売 機	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 販 売 車	1	1	1	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	90	54	22	3	16	13	8	4	4
パ ン 製 造 業	16	10	3	1	2	4	-	-	-
生 菓 子 製 造 業	21	17	6	-	6	5	1	1	-
そ の 他 菓 子 製 造 業	50	25	11	2	8	4	7	3	4
移 動 時	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨 自 動 車	1	1	1	-	-	-	-	-	-
自 動 車	2	1	1	-	-	-	-	-	-
あ ん 類 製 造 業	1	1	-	-	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製 造 業	8	5	5	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	1	1	1	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	2	2	-	-	-	-	-	-
乳 集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 類 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	21	16	5	-	8	3	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	29	19	8	-	8	3	3	2	1
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	5	2	-	-	2	-	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	1	1	-	-	-	1	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	8	5	-	-	4	1	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	5	1	1	-	-	-	1	-	1
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	8	5	-	-	3	2	-	-	-
氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	-	-	-	-	-	-
マーガリン・ショートニング製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
し ょ う 油 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	5	1	-	-	1	-	1	1	-
豆 腐 製 造 業	2	1	-	-	1	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麵 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	33	19	6	-	12	1	4	4	-
び ん 詰 ・ か ん 詰 食 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	1	1	-
添 加 物 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
食品衛生法施行細則第17条に規定する生食用食肉取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	2	1	1	-	-	-	-	-	-

注 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行。法改正以前に旧法に基づく許可を取得している営業者であっても、原則新規に許可を取得又は届出をする必要があるが、本表の業種に関しては、旧法に基づく許可の有効期間の満了まで、新規の申請を猶予する経過措置の対象となっている。

(施設数は令和6年3月末現在)

					監視指導数				
八丈出張所計	八丈町	青ヶ島村	小笠原出張所計	小笠原村	総数	大島出張所管内	三宅出張所管内	八丈出張所管内	小笠原出張所管内
208	194	14	80	80	1,422	508	312	433	169
148	138	10	62	62	897	323	184	282	108
30	26	4	34	34	345	166	72	65	42
6	6	-	-	-	7	1	-	6	-
85	83	2	19	19	362	92	78	148	44
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	1	1	9	5	-	2	2
2	2	-	-	-	15	4	3	8	-
3	2	1	-	-	11	-	4	7	-
9	8	1	3	3	47	13	2	20	12
3	3	-	-	-	56	33	7	13	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	5	2	2	2	38	8	18	10	2
2	2	-	3	3	7	1	-	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	1	1	17	5	6	5	1
2	2	-	1	1	17	5	6	5	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	20	1	7	7	167	52	49	46	20
6	6	-	-	-	22	16	-	6	-
1	1	-	2	2	48	17	13	9	9
13	12	1	5	5	93	18	36	28	11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	4	1	-	3	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
2	2	-	1	1	25	14	-	8	3
-	-	-	-	-	12	12	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	10	10	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
3	3	-	2	2	52	24	-	11	17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	5	-	2	2	91	29	24	21	17
1	1	-	2	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	5	5	-	-	-
3	3	-	-	-	5	5	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	1	1	17	1	6	9	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	2	1	-	-	8	7	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	6	-	-	6	-
1	-	1	-	-	8	-	-	8	-
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	1	1	8	-	3	3	2
1	1	-	-	-	4	1	-	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	3	-	-	3	-
9	9	-	1	1	80	18	36	26	-
-	-	-	-	-	4	-	4	-	-
1	-	1	-	-	1	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	4	2	-	2	-

食品衛生関係施設及び監視指導数 b 改正後食品衛生法第55条等に規定する営業(表Ⅲ-3-6)

業 種	施設数								
	総 数	大島 出張所計	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅 出張所計	三宅村	御蔵島村
改正後食品衛生法第55条に規定する営業等	772	380	199	17	98	66	86	74	12
飲 食 店 営 業	514	249	135	11	59	44	60	52	8
一 般 飲 食 店	473	226	121	9	55	41	57	50	7
集 団 給 食	21	12	7	2	1	2	2	1	1
自 動 車	15	7	4	-	2	1	-	-	-
簡 易 動	3	2	1	-	1	-	1	1	-
移 動 時	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨 時	2	2	2	-	-	-	-	-	-
天 ぷ ら 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-
屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-
調理の機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	28	14	8	-	5	1	7	6	1
魚 介 類 販 売 業	35	22	7	2	9	4	7	6	1
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	4	4	2	-	1	1	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	2	1	1	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	1	1	1	-	-	-	-	-	-
一 般 車	1	1	1	-	-	-	-	-	-
自 動 車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	74	29	16	-	6	7	7	7	-
アイスクリーム類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	3	2	2	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	1	1	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	1	1	1	-	-	-	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	32	16	2	1	11	2	3	2	1
氷 雪 製 造 業	11	6	1	1	2	2	1	-	1
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	5	5	3	1	-	1	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	8	4	2	-	-	2	-	-	-
豆 腐 製 造 業	2	2	1	-	1	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	1	1	1	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
そ う ざ い 製 造 業	23	10	6	-	3	1	-	-	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	2	1	1	-	-	-	-	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	6	1	-	-	1	-	-	-	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業	12	7	5	1	-	1	1	1	-
食 品 の 小 分 け 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	3	3	3	-	-	-	-	-	-
食品衛生法施行細則第17条に規定する生食用食肉取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	1	1	1	-	-	-	-	-	-

注 本表の業種は令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法に基づく許可業種。

(施設数は令和6年3月末現在)

					監視指導数				
八丈出張所計	八丈町	青ヶ島村	小笠原出張所計	小笠原村	総数	大島出張所管内	三宅出張所管内	八丈出張所管内	小笠原出張所管内
213	204	9	93	93	1,733	509	519	521	184
142	137	5	63	63	1,027	327	328	259	113
137	132	5	53	53	961	304	312	248	97
2	2	-	5	5	47	14	15	8	10
3	3	-	5	5	15	6	-	3	6
-	-	-	-	-	2	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	6	-	1	1	136	28	61	38	9
6	6	-	-	-	123	34	61	26	2
-	-	-	-	-	7	5	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	20	3	-	17	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	22	1	15	15	180	34	45	61	40
1	1	-	-	-	16	-	-	16	-
1	1	-	-	-	20	4	-	16	-
1	1	-	1	1	7	2	-	1	4
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
7	7	-	6	6	57	21	17	12	7
2	2	-	2	2	18	3	5	9	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	5	5	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	2	1	1	1	17	4	-	11	2
-	-	-	-	-	4	4	-	-	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
1	1	-	-	-	1	-	-	1	-
12	11	1	1	1	49	14	-	33	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	1	6	4	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	4	-	1	1	14	1	-	12	1
3	2	1	1	1	18	8	2	7	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	4	4	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-

食品衛生関係施設及び監視指導数 c 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等(表Ⅲ-3-6)

業 種		施設数							
		総 数	大島 出張所計	大島町	利島村	新島村	神津島村	三宅 出張所計	三宅村 御蔵島村
総	数	363	170	91	9	41	29	31	25 6
旧許可 業種 であつ た営業	総 数	51	22	16	1	2	3	6	6 -
	魚介類販売業(包装)	3	-	-	-	-	-	1	1 -
	食肉販売業(包装)	7	2	-	-	-	2	1	1 -
	乳類販売業	35	16	14	1	1	-	3	3 -
	氷雪販売業	5	3	2	-	1	-	1	1 -
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1	1	-	-	-	1	-	- -
販売業	総 数	176	101	53	5	26	17	18	15 3
	弁当販売業	4	1	1	-	-	-	1	1 -
	野菜果物販売業	19	6	3	-	-	3	1	1 -
	米穀類販売業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	通信販売・訪問販売業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	コンビニエンスストア	-	-	-	-	-	-	-	- -
	百貨店、総合スーパー	17	14	12	-	2	-	-	- -
	自動販売機による販売業	6	5	5	-	-	-	-	- -
	その他食料・飲料販売業	130	75	32	5	24	14	16	13 3
製造・加工業	総 数	74	21	10	-	6	5	2	2 -
	添加物製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	4	2	2	-	-	-	-	- -
	農産保存食料品製造・加工業	4	2	-	-	1	1	-	- -
	調味料製造・加工業	31	10	6	-	3	1	-	- -
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	精穀・製粉業	-	-	-	-	-	-	-	- -
	製茶業	3	1	-	-	1	-	1	1 -
	海藻製造・加工業	3	3	-	-	1	2	-	- -
	卵選別包装業	15	1	-	-	-	1	-	- -
	その他食料品製造・加工業	14	2	2	-	-	-	1	1 -
その他	総 数	46	24	10	3	7	4	4	1 3
	行 商	4	3	2	-	-	1	-	- -
	集団給食施設	28	17	7	3	5	2	2	1 1
	器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	- -
	露店、仮設店舗等における飲食の提供の うち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	- -
	その他	14	4	1	-	2	1	2	- 2
公衆衛生に与える影響が少ない営業		16	2	2	-	-	-	1	1 -

注1 本表の業種は令和3年6月1日に施行された改正食品衛生法等に基づく届出業種。

注2 「自動販売機による販売業」は、コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。

注3 「添加物製造・加工業」は、法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。

(施設数は令和6年3月末現在)

					監視指導数				
八丈出張所計	八丈町	青ヶ島村	小笠原出張所計	小笠原村	総数	大島出張所管内	三宅出張所管内	八丈出張所管内	小笠原出張所管内
112	100	12	50	50	638	166	147	257	68
23	23	-	-	-	75	14	12	49	-
2	2	-	-	-	12	-	3	9	-
4	4	-	-	-	7	2	3	2	-
16	16	-	-	-	44	9	3	32	-
1	1	-	-	-	12	3	3	6	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	46	1	10	10	374	104	112	111	47
-	-	-	2	2	6	1	3	-	2
10	10	-	2	2	36	5	5	17	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	-	1	1	48	27	-	16	5
1	1	-	-	-	2	2	-	-	-
34	33	1	5	5	282	69	104	78	31
28	20	8	23	23	80	18	11	36	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	2	2	1	-	-	1
2	2	-	-	-	7	3	-	4	-
15	7	8	6	6	30	9	-	11	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	1	5	-	4	-	1
-	-	-	-	-	3	3	-	-	-
4	4	-	10	10	4	1	-	-	3
7	7	-	4	4	29	1	7	21	-
13	11	2	5	5	72	28	8	31	5
-	-	-	1	1	1	1	-	-	-
8	7	1	1	1	65	26	5	30	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	4	1	3	3	6	1	3	1	1
1	-	1	12	12	37	2	4	30	1

食品別収去検査成績（健康安全研究センター送付分）（表Ⅲ-3-7）

食品分類		検体数	検査 件数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
魚介類 等	魚介類	-	-	-	-	-	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		3	76	14	-	62	-
乳及び 乳製品 等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-
	乳製品	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-
菓子類		-	-	-	-	-	-
農産物 等	穀類及びその加工品	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品	-	-	-	-	-	-
飲料	清涼飲料水	-	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-	-
その他 の 食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-
	調味料	-	-	-	-	-	-
	そうざい類及びその半製品	1	11	11	-	-	-
	上記以外の食品	-	-	-	-	-	-
添加物	別表第2の添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 添 加 物	-	-	-	-	-	-
合計		4	87	25	-	62	-

牛乳検査状況（表Ⅲ-3-8）

	種 類	対象施設数	検体数	内訳			
				細菌数	低温細菌	大腸菌群	化学検査
合計	総 数	2※	9	6	5	7	21
	生 乳	2	2	1	-	-	6
	牛 乳	2	7	5	5	7	15
大島 出張所	総 数	1※	7	5	4	6	15
	生 乳	1	1	1	-	-	3
	牛 乳	1	6	4	4	6	12
八丈 出張所	総 数	1※	2	1	1	1	6
	生 乳	1	1	-	-	-	3
	牛 乳	1	1	1	1	1	3

※同一施設の生乳及び牛乳を検査しているため。

食中毒発生状況（島しょ保健所管内で処理した食中毒事件）（表Ⅲ-3-9）

総数		令和5年度 食中毒発生の内訳				
令和 4年度	令和 5年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数
-	-	-	-	-	-	-

4 獣医衛生

(1) 動物愛護と管理

動物愛護管理関係の業務は、動物愛護相談センターの兼務職員として「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」などにに基づき、所有者や拾得者からの動物の引取り、飼い主の不明な犬や負傷動物の収容、動物の飼養に関する苦情相談対応、動物の適正飼養の普及啓発及び第一種・第二種動物取扱業者に対する監視指導等を行っている。また、飼い主のいない猫に係る対応については、町村及び関係機関と連携を取りながら実施している。

捕獲収容、引取り及び返還等の状況（表Ⅲ-4-1）

区 分	捕獲収容 実施回数	捕獲収容 頭 数	引取数				負傷動物 収容数	返還数	譲渡数	致死 処分数	動物愛護 相談センター 送致数	夜間休日 緊急出動 件数
			所有者から		拾得者から							
			犬	猫	犬	猫						
総 数	1	－	－	－	－	－	2	－	－	2	－	－
大島出張所 計	1	－	－	－	－	－	2	－	－	2	－	－
大島出張所	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新島支所	－	－	－	－	－	－	2	－	－	2	－	－
神津島支所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三宅出張所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
八丈出張所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小笠原出張所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

動物による事故、苦情対応及び行政処分等(表Ⅲ-4-2)

区 分	動物による事故			苦情受理件数														苦情処理件数	指導件数		
	犬			犬								猫							その他の動物	口頭指導件数	指導書交付数
	件数	犬数	被害者数	総数	放し飼い	鳴き声	汚物・悪臭	放浪	負傷	拾得	その他	総数	汚物・悪臭	負傷	拾得	その他					
総 数	-	-	-	12	5	-	3	1	-	-	3	49	11	5	-	33	6	40	11	-	
大島出張所 計	-	-	-	6	2	-	3	1	-	-	-	16	4	5	-	7	4	19	6	-	
大島出張所	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	8	2	1	-	5	4	6	4	-	
新島支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	
神津島支所	-	-	-	5	2	-	3	-	-	-	-	6	2	2	-	2	-	11	2	-	
三宅出張所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	9	-	5	3	-	
八丈出張所	-	-	-	5	2	-	-	-	-	-	3	24	7	-	-	17	2	15	1	-	
小笠原出張所	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	

相談対応及び講習会等実施状況（表Ⅲ-4-3）

区 分	相談対応件数					問合せ	講習会等開催回数			
	総 数	適正飼 養	動物愛 護	感染症	その他		総 数	飼 い 方	感 染 症	そ の 他
総 数	53	9	9	1	34	10	1	-	-	1
大島出張所 計	31	8	5	-	18	6	1	-	-	1
大島出張所	26	8	3	-	15	5	-	-	-	-
新島支所	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-
神津島支所	2	-	-	-	2	1	1	-	-	1
三宅出張所	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-
八丈出張所	19	-	4	-	15	4	-	-	-	-
小笠原出張所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

第一種及び第二種動物取扱事業所数、苦情対応・監視指導件数、動物取扱責任者研修実施回数（表Ⅲ-4-4）

区 分	事業所数	苦情対応	監視指導
総 数	21	1	17
大島出張所 計	10	-	6
大島出張所	8	-	6
新島支所	2	-	-
神津島支所	-	-	-
三宅出張所	1	-	-
八丈出張所	8	1	8
小笠原出張所	2	-	3

(2) 食肉衛生検査・食鳥検査

食肉衛生関係の業務は、八丈町にと畜場があり、保健所職員が芝浦食肉衛生検査所の兼務と畜検査員として「と畜場法」「牛海綿状脳症対策特別措置法」「食品衛生法」などに基づき、検査等を実施し、食肉の安全確保を図っている。

また、食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、認定を受けた小規模食鳥処理施設への監視指導を行っている。

と畜検査実施状況（表Ⅲ-4-5）

区 分		検査頭数	異 常 部 位（延 数）				
			消化器系	呼吸器系	循環器系	泌尿生殖器系	その他
八丈出張所	計	-	-	-	-	-	-
	山羊	-	-	-	-	-	-
	牛	-	-	-	-	-	-

食鳥処理場施設数・監視数（表Ⅲ-4-6）

区 分	食鳥処理場施設数	監 視 数
大島出張所	2※	3

※2施設のうち1施設は休止中

(3) 化製場等の監視

「化製場等に関する法律」などに基づき、死亡獣畜取扱場許可施設に対し監視指導を行っている。

死亡獣畜取扱場施設数及び監視指導件数（表Ⅲ-4-7）

区 分		死亡獣畜取扱場		監視指導	
		焼却	埋却	焼却	埋却
総 数		2	7	1	15
大島出張所 計		-	3	-	4
	大島出張所	-	1	-	2
	新島支所	-	1	-	-
	神津島支所	-	1	-	2
三宅出張所		-	1	-	5
八丈出張所		2	1	1	4
小笠原出張所		-	2	-	2